

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和3年12月21日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づく処分に係る審査請求（H28-11号）について、下記のとおり答申します。

記

1 審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- (1) 申請書に記載された支給量を認めない場合は不利益な処分として理由付記の必要があるかどうかという点に関して、最高裁判所による判断は未だなされていないことに鑑みると、申請書に記載された支給量は、申請者に対して支給するか否かを判断するための勘案事項の一つに過ぎず申請内容には含まれないとする処分庁の判断が違法と断じることができない。このため、それを下回る支給決定は一部拒否処分ではないため、本件処分に理由付記がなされなかったことをもって違法とすることはできないと解するのが相当。
- (2) 処分庁は、支給決定の過程で、関係者聞き取り等を十分に行い、請求人の状況等を確認の上、非定型審査会に諮問し、非定型審査会から支給決定案について適切である旨判断されており、本件処分は適正であったと判断される。

〔補足事項〕

申請者が納得できるよう、処分庁に対してさらに丁寧な説明を求めることを付言すべきであるとの意見があった。